

亀山市告示第16号

亀山市介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス）実施要綱を次のように定める。

令和4年1月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス）実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、訪問型サービスB事業（鈴鹿亀山地区広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年鈴鹿亀山地区広域連合規則第2号。以下「規則」という。）第5条第1号ウに掲げる事業をいう。以下「サービス事業」という。）を鈴鹿亀山地区広域連合から受託して実施することにより、高齢者が要介護状態等となることを予防し、又は要支援状態を軽減するとともに高齢者の地域における自立した日常生活を支援することを目的とする。

（サービス事業の提供者）

第2条 サービス事業の提供者は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別記1（1）イ（ア）③（d）に定める人員・設備・運営基準を遵守し、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）第1の2（2）に掲げる高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくりを実施することができる団体（以下「事業者」という。）とする。

（サービス事業の対象者）

第3条 サービス事業の対象者は、規則第6条に規定する対象者とする。

（サービス事業の内容）

第4条 サービス事業の内容は、サービス事業の対象者の居宅等において、掃除、洗濯その他の生活援助（訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日付け老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）に定める生活援助をいう。）、外出支援及び話し相手等を行うサービスの提供その他事業の

目的を達成するために必要なもの（以下「サービス」という。）とする。

（サービスの提供方法）

第5条 事業者は、次に掲げる方法によりサービスを提供するものとする。

- （1）サービス事業の対象者を担当する介護支援専門員又は相談支援専門員の要請等に基づき提供すること。
- （2）地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第16項に規定する介護予防支援を行う介護支援専門員又は相談支援専門員との協働により提供すること。
- （3）サービス事業の目的を理解し、ケアプランに基づき提供すること。

（サービスの提供）

第6条 サービスの提供は、サービスの提供を受ける者（以下「利用者」という。）1人につき週1回を限度とし、当該1回当たりのサービスを提供する時間は、1時間までとする。

2 事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、サービスの提供を中止することができる。

- （1）利用者が第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- （2）その他利用が適正でないと判断されるとき。

（費用の負担）

第7条 利用者は、1のサービスの提供につき、200円を事業者を支払うものとする。

2 前項に定める額のほか、サービスの提供に当たり実費が生じるときは、利用者は、その費用に相当する額を事業者を支払うものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、事業者に対して補助金を交付することができる。

2 前項の規定により交付する補助金（以下この条及び第10条において「補助金」という。）の額は、1のサービスの提供につき1,000円とする。

3 補助金の申請をしようとする事業者が、亀山市補助金等交付規則（平成17年亀山市規則第32号）第3条の規定により補助金等交付申請書に添えて提出しなければならない書類は、同条の規定にかかわらず、事業計画（概要）及び収支予算書（様式第1号）その他市長が必要と認める書類とする。

4 補助金の申請をした事業者が、補助金の交付の対象となる事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときに亀山市補助金等交付規則第12条の規定により補助事業等実績報告書に添付して提出しなければならない書類は、同条の規定にかかわらず、補助事業の成果及び収支決算書（様式第2号）とする。

（事業者の債務）

第9条 事業者は、サービス事業を適切かつ安全に提供するため、従事者に対して、次に掲げる必要な措置を講じなければならない。

- (1) 安全なサービスの提供を行うことを目的とした関連研修の受講
- (2) 従事者の健康状態の管理
- (3) 個人情報の適切な管理（個人情報の保護及び情報セキュリティ）

2 事業者は、地域との結びつきを重視するとともに、市及び地域包括支援センター等の関係機関と連携した運営を行うものとする。

3 サービスの提供に当たり事故が発生した場合は、事業者の責務において適切に対応しなければならない。

（関係書類の保管）

第10条 補助金の交付を受けた事業者は、補助金の交付の対象となる事業に係る収入及び支出の状況を明確にしておくとともに、関係帳簿及び書類を当該事業の完了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 第8条の規定による補助金の交付は、この告示の施行の日前にサービスを提供した事業者（当該サービスの提供の際現に第2条に規定するサービス事業の提供者に該当しているものに限る。）に対しても行うことができる。